

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月26日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第11号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(護身用具の携帯の禁止及び制限)</p> <p>第6条 法第17条第1項の規定により携帯を禁止する護身用具は、次に掲げるもの（鋭利な部位がないものに限る。）以外のものとする。</p> <p><u>(1) 警戒棒（その形状が円棒であって、長さが30センチメートルを超え90センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第1の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 警戒じょう（その形状が円棒であって、長さが90センチメートルを超え130センチメートル以下であり、かつ、重量が別表第2の左欄に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるものに限る。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 刺股</p> <p>(4) 非金属製の楯</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、携帯した場合において、人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の身体に重大な害を加えるおそれがないもの</u></p> <p>2 警備業者及び警備員は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を</p>	<p>(護身用具の携帯の禁止及び制限)</p> <p>第6条 法第17条第1項の規定により携帯を禁止する護身用具は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>(1) 金属製の楯</u></p> <p>(2) 鉄棒その他人の身体に重大な害を加えるおそれのあるもの（警戒棒（長さ60センチメートル以下で、直径3センチメートル以下で、かつ、重さ320グラム以下の円棒をいう。以下同じ。）、<u>警戒杖</u>（長さ90センチメートルを超え、130センチメートル以下の円棒（白樫若しくはこれより硬度の低い木材若しくは強化プラスチックを主たる材質とする直径2.8センチメートル以下のもの又はアルミ合金を主たる材質とする先筒部分の直径2.8センチメートル以下で、かつ、厚さ0.2センチメートル以下の2段式若しくは3段式のものに限る。）をいう。以下同じ。）及び非金属製の楯（縦50センチメートル以下で、横30センチメートル以下で、かつ、厚さ1.8センチメートル以下のもの（楯の正面の像が長辺50センチメートル及び短辺30センチメートルの長方形の内部に納まるものであって、かつ、厚さ1.8センチメートル以下のものを含む。）に限る。以下同じ。）を除く。）</p> <p>2 警備業者及び警備員は、部隊を編成する等集団の力を用いて警備業務を</p>

行う場合においては、警戒棒及び警戒じょうを携帯してはならない。ただし、競輪場その他の公営競技場において警備業務を行う場合は、警戒棒を携帯することができる。

- 3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒じょうを携帯してはならない。
(1)～(3) 略

別表第1 (第6条関係)

長 さ	重 量
30センチメートルを超え40センチメートル以下	160グラム以下
40センチメートルを超え50センチメートル以下	220グラム以下
50センチメートルを超え60センチメートル以下	280グラム以下
60センチメートルを超え70センチメートル以下	340グラム以下
70センチメートルを超え80センチメートル以下	400グラム以下
80センチメートルを超え90センチメートル以下	460グラム以下

別表第2 (第6条関係)

長 さ	重 量
90センチメートルを超え100センチメートル以下	510グラム以下
100センチメートルを超え110センチメートル以下	570グラム以下
110センチメートルを超え120センチメートル以下	630グラム以下
120センチメートルを超え130センチメートル以下	690グラム以下

附 則

- この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に警備業法（昭和47年法律第117号）第17条第2項において読み替えて準用する同法第16条第2項及び第11条第1項の規定による届出書の提出をして警備業者及び警備員の携帯の用に供されている警戒棒又は警戒じょう（この規則による改正後の警備業法施行細則（以下「新規則」という。）第6条第1項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）については、この規則の施行の日から起算して10年間は、新規則第6条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員はこれらを携帯することができる。

行う場合においては、警戒棒及び警戒杖^{じょう}を携帯してはならない。ただし、競輪場その他の公営競技場において警備業務を行う場合は、警戒棒を携帯することができる。

- 3 警備業者及び警備員は、前項に定める場合のほか、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、警戒杖^{じょう}を携帯してはならない。
(1)～(3) 略

- 4 警備業者及び警備員は、次に掲げる警備業務以外の警備業務を行う場合においては、非金属製の楯を携帯してはならない。

- 前項各号に掲げる警備業務
- 検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務のうち、深夜（午前零時から日の出までをいう。）において行われるもの